

さくら墓園合葬墓に関する主な Q&A

埋蔵申請資格、申請方法、使用料に関すること

Q 1 合葬墓への埋蔵は誰でも申請できますか？

A 市内に住所を有する方で現に焼骨をお持ちの方、または死亡当時、市内に住所を有していた死亡者の焼骨をお持ちの方が申請できます。

Q 2 合葬墓の使用料は？また、毎年の管理費は必要ですか？

A 埋蔵、改葬ともに使用料は 1 体につき 10 万円で、以降お支払いいただくものではありません。

Q 3 さくら墓園の永代使用区画から合葬墓に改葬する場合も料金は同じですか？

A さくら墓園永代使用墓所の区画を返還して改葬する場合は、半額（1 体につき 5 万円）となります。なお永代使用料の還付はありません。

Q 4 埋蔵・改葬の申請から埋蔵（納骨）までの流れについて教えてください。

A さくら墓園合葬墓使用許可申請書に必要書類を添えて環境課窓口に提出してください。審査の結果、適正と認められた方へ使用料納付書を郵送いたします。使用料を納付いただいた後、環境課職員と埋蔵（納骨）の日程調整を経て、納骨日を決定します。納骨日当日は係員が立会いのうえ、ご自身で納骨いただきます。

Q 5 合葬墓の使用許可が下りてから、埋蔵前にキャンセルをすることはできますか？

A 許可後のキャンセルは相当の理由がない限りできません。そのため申請は慎重に行ってください。

記名板に関すること

Q 6 合葬墓に埋蔵したら記名板は必ず設置する必要がありますか。また、何を記載することができますか？

A 記名板は希望者のみとなります。記載内容は表面をご確認ください。なお、文字数制限、字体指定があります。

Q 7 記名板の申込方法は。

A さくら墓園合葬墓記名板使用申請書によりお申し込みください。

埋蔵・改葬のその他に関すること

Q 8 遺骨と一緒に写真等記念となるものを入れても良いですか？

A 焼骨以外のものを埋蔵することはできません。

Q 9 合葬墓へ埋蔵した焼骨を返還してもらうことはできますか？

A 一緒に埋蔵する共同のお墓であるため、合葬墓に埋蔵された焼骨はいかなる理由であっても返還できません。そのため、ご家族や親戚等とトラブルにならない様に事前に十分にお話し合いのうえ、お申し込みください。

参拝に関すること

Q 10 合葬墓にお参りする際に、献花や供物、焼香はできますか？

A 献花や供物、焼香は行っていただけますが、合葬墓は特定の宗教によるものではないため、器具をご用意しておりせん。お参りの際には必要に応じてご持参いただき、お帰りの際はすべてお持ち帰りください。

生前登録に関すること

Q 11 生前登録とは何ですか？

A 自己の死亡後に焼骨を合葬墓に埋蔵することを希望していることを生前に登録する制度です。登録時に埋蔵手続きを行う方を指定していただき、登録期間中に死亡された場合、指定された埋蔵者により埋蔵の申請を行っていただくことで優先的に埋蔵いただくことができます。

Q 12 生前登録は誰でも申し込みできますか？

A 野洲市民であれば、どなたでも申し込みいただけますが、申し込み期間、件数に制限があります。そのため、募集する際は広報等でお知らせします。また、応募件数が募集件数を上回った場合は抽選となります。ご希望いただいた場合は抽選をご夫婦やご家族等を 1 つとして実施させていただきます。

Q 13 生前登録の申請方法は？

A さくら墓園生前登録許可申請書に必要書類を添えて申し込み期間中に、環境課窓口に提出してください。（申請時に埋蔵者を指定していただく必要があります。）審査の結果、適正と認められた方へ登録手数料納付書を郵送いたします。登録手数料を納付いただいた後、さくら墓園合葬墓生前登録証を交付します。ただし、市外へ転出された場合は、自動的に抹消されます。

Q 14 生前登録の有効期間は？

A 生前登録を受理した日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日までです。

Q 15 生前登録を延長することはできますか？

A 更新受付期間内（有効期限年度の 2 月 1 日～3 月 30 日）に更新手続きを行い、更新手数料を納付いただければ 5 年間延長となります。更新期間中に手続きをされなかった場合は、生前登録は自動的に抹消されます。